

第4編 災害復旧・復興編

目 次

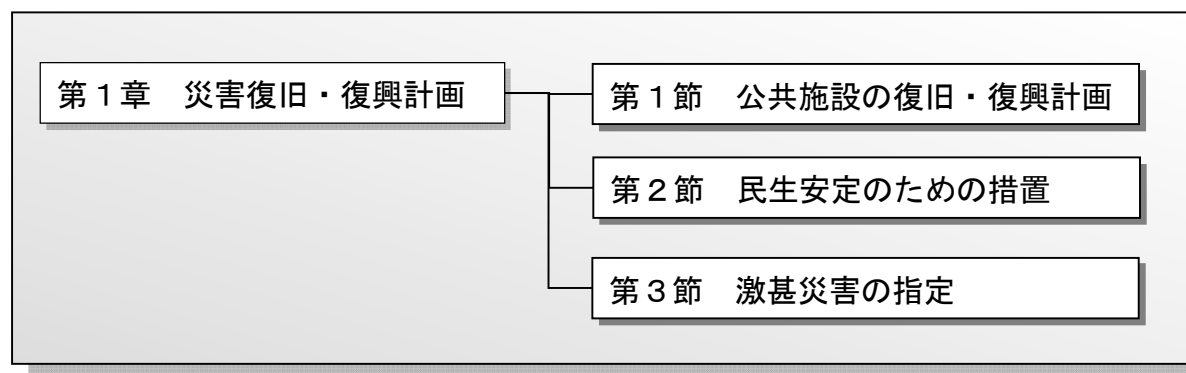
第4編 災害復旧・復興編

第1章 災害復旧・復興計画.....	4-1
第1節 公共施設の復旧・復興計画.....	4-2
第1 復旧・復興計画の方針.....	4-3
1. 復旧・復興の基本方針 ⇨『各部共通』.....	4-3
2. 計画への住民の意向反映 ⇨『各部共通』.....	4-4
3. 財政支援の検討 ⇨『財務部』.....	4-4
4. 計画推進のための職員の派遣の要請 ⇨『各部共通』.....	4-4
第2 復旧・復興計画の推進.....	4-5
1. 災害復旧実施体制 ⇨『各部共通』.....	4-5
2. 災害復旧事業計画の作成 ⇨『各部共通』.....	4-5
3. 災害復興計画の作成 ⇨『各部共通』.....	4-7
第2節 民生安定のための措置.....	4-8
第1 罹災証明の発行.....	4-9
1. 罹災証明書発行の概要 ⇨『市長公室、消防本部』.....	4-9
2. 罹災証明書発行の流れ ⇨『市長公室、財務部』.....	4-10
3. 広報と相談窓口の設置 ⇨『市長公室、総合政策部、財務部』.....	4-13
第2 被災者の生活確保.....	4-14
1. 生活相談 ⇨『総務部、福祉部』.....	4-14
2. 災害弔慰金等の支給 ⇨『福祉部』.....	4-14
3. 災害援護資金の貸付 ⇨『福祉部』.....	4-15
4. 被災者生活再建支援制度 ⇨『福祉部』.....	4-15
5. 住宅の再建 ⇨『財務部』.....	4-16
6. 職業の斡旋 ⇨『環境経済部』.....	4-16
7. 市税等の徴収猶予及び減免等 ⇨『関係各部』.....	4-17
8. 生活保護 ⇨『福祉部』.....	4-19
第3 義援金品の配分.....	4-20
1. 受付窓口の開設 ⇨『福祉部、会計班』.....	4-20
2. 受付・募集 ⇨『総合政策部、福祉部、会計班』.....	4-20
3. 保管及び配分 ⇨『福祉部、会計班』.....	4-21
第4 中小企業等の支援.....	4-22
1. 中小企業関係融資 ⇨『環境経済部』.....	4-22
2. 農業関係融資 ⇨『環境経済部』.....	4-22
第3節 激甚災害の指定.....	4-24
第1 激甚災害に関する調査及び指定の促進.....	4-25
1. 激甚法による財政援助 ⇨『各部共通』.....	4-25
2. 激甚災害指定の手続き ⇨『各部共通』.....	4-25
3. 激甚災害に関する調査 ⇨『各部共通』.....	4-26
第2 特別財政援助額の交付手続等.....	4-27

第1章 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、災害応急対策後における公共施設の復旧計画、被災者の生活再建を主とした民生安定のための措置を位置づけるとともに、災害の拡大、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を策定し、迅速にその実施を図るとともに、計画的な復興事業を推進するものである。

【 施策の体系 】



第1節

公共施設の復旧・復興計画

災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を実施する等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧・復興を目標にその実施を図るものである。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分に勘案して作成するものである。

第1節 公共施設の復旧・復興計画

第1 復旧・復興計画の方針

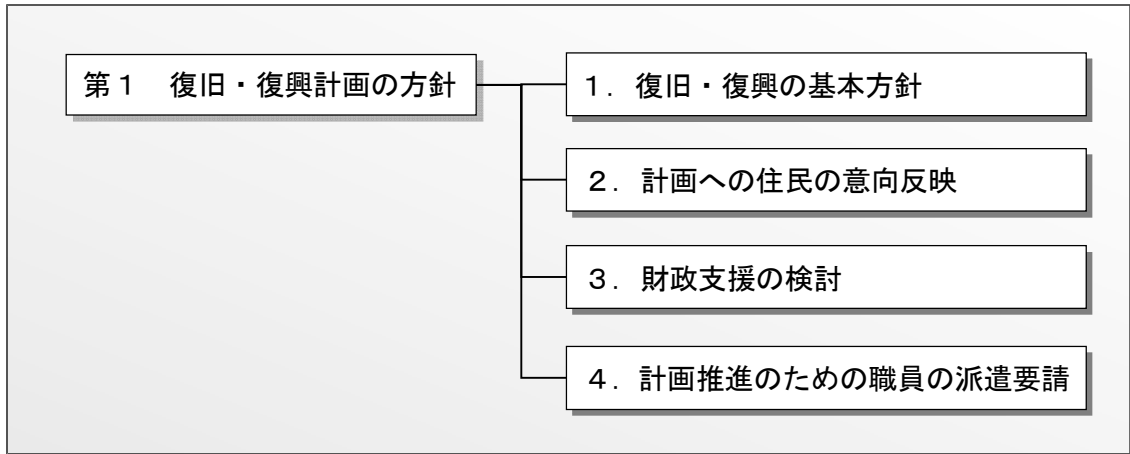
第2 復旧・復興計画の推進

第1

復旧・復興計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下することから、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。



1. 復旧・復興の基本方針 ⇨ 『各部共通』

災害発生後の復旧・復興は、単に被災した施設を現状復旧するだけでなく、防災上危険な地域については、再び同様の被害が発生することを防止するために、被災原因、被災状況等を的確に把握し、関係機関と十分な連絡調整を図りながら、災害に強いまちづくりを目指すものとする。

1.1 迅速な意思決定等

災害発生後、市の被害状況を的確に把握・分析し、現状復旧を進める。復旧の見通しが立った時点において直ちに「災害復興検討委員会（仮称）」を設置し、復興方針・計画の策定、関連事務手続きなどを実施する。

1.2 事前復旧対策の検討

復旧に関する行政上の手続き、事業実施に伴う人材の確保、情報収集、処理等に多くの時間と作業が伴うことから、人材の確保、作業の流れ、関連する資料等を事前に確認し、過去の災害事例等を通し事前に処理できる項目については事前対策を実施する。

1.3 関係機関との連携

復旧に関する行政上の手続きを迅速に進めるために、事前に関係機関との連携強化を図る。

2. 計画への住民の意向反映 ⇨ 『各部共通』

被災地の復旧・復興は、市が主体となって住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

2.1 市民ニーズの把握

市民が望む復旧へのニーズを迅速に把握し、復旧計画に反映する。

2.2 復興計画への反映

災害に強いまちづくりを踏まえた復興計画は市民の利害関係に大きく影響することから、市民の意向を十分に反映した復興計画の策定に努める。

3. 財政支援の検討 ⇨ 『財務部』

市の災害応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、国・県に財政措置、金融措置、地方財政措置等により支援を求める。

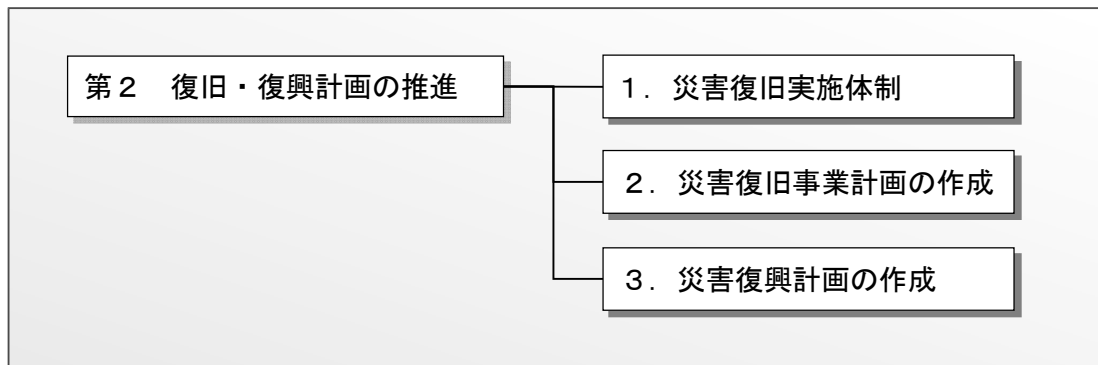
4. 計画推進のための職員の派遣の要請 ⇨ 『各部共通』

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国・他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2

復旧・復興計画の推進

復旧・復興計画は、災害応急対策を実施した後、公共施設の災害復旧事業体制、災害復旧事業計画の作成及び災害復興計画の作成等により推進を図る。



1. 災害復旧実施体制 ⇨ 『各部共通』

災害により被害を受けた施設の災害復旧事業を迅速に行うため、市は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と密接な連携を図り、実施に必要な職員の配備、職員の応援並びに派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。

2. 災害復旧事業計画の作成 ⇨ 『各部共通』

市は、災害応急対策を実施した後、被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業の種類は次のとおりである。

□災害復旧事業の種類

○ 公共土木施設災害復旧事業計画	【建設部】
・ 河川公共土木施設災害復旧事業計画	
・ 砂防設備災害復旧事業計画	
・ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画	
・ 道路公共土木施設災害復旧事業計画	
○ 農林水産業施設災害復旧事業計画	【環境経済部】
○ 都市災害復旧事業計画	【都市整備部】
○ 上下水道災害復旧事業計画	【上下水道部】
○ 住宅災害復旧事業計画	【都市整備部】
○ 社会福祉施設災害復旧事業計画	【福祉部、健康保険部】
○ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画	【医療センター】
○ 学校教育施設災害復旧事業計画	【学校教育部】
○ 社会教育施設災害復旧事業計画	【社会教育部】
○ 復旧上必要な金融その他資金計画	【総合政策部】
○ その他の計画	【各部共通】

2.1 災害の再発防止

市は、災害復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、計画を策定する。

2.2 緊急査定の実施

被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

2.3 災害復旧事業期間の短縮

市は、災害復旧事業計画の策定に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

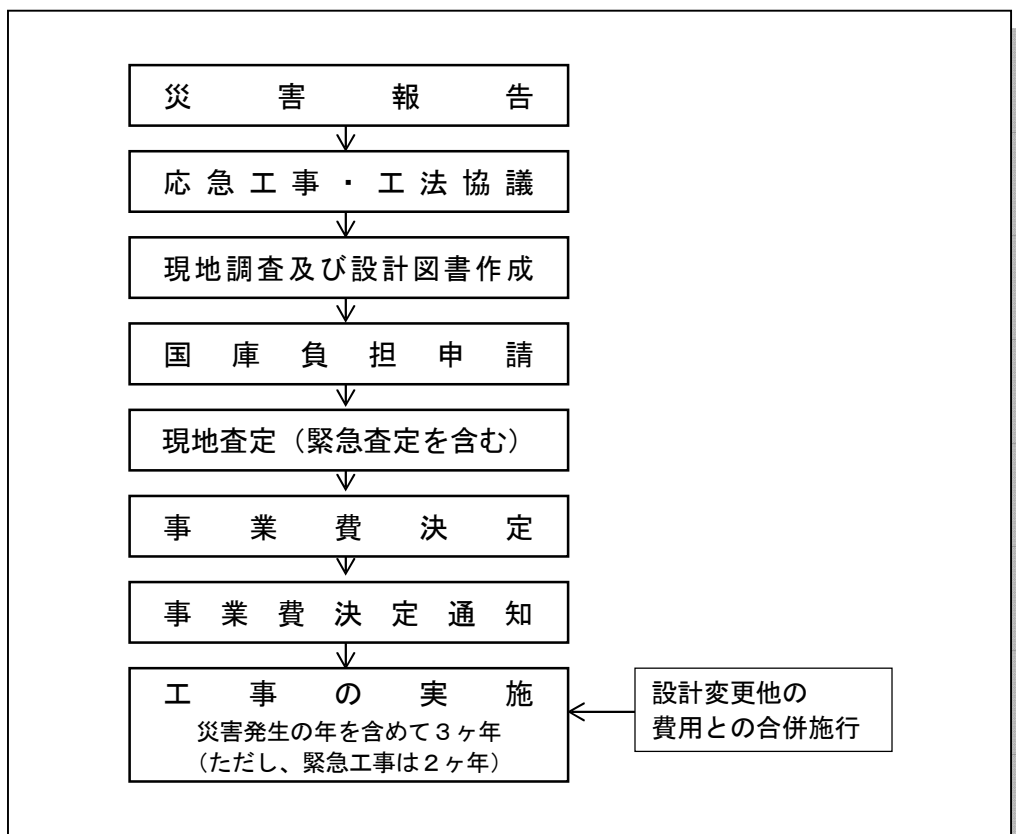
2.4 災害復旧事業の促進

災害復旧事業が決定したものについては、速やかに実施できるよう措置を講じ、災害復旧事業の実施効率をあげるように努める。

2.5 公共土木施設災害復旧

公共土木施設災害復旧（河川、砂防設備、橋梁、道路）の取扱い手続きは、次のとおりである。

【 公共土木施設災害復旧の取扱い手続き 】



3. 災害復興計画の作成 ⇨ 『各部共通』

災害復旧を進めた後に、被災地域の再建に係わる復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

また、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

3.1 災害復興本部の設置

被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興本部を設置する。

また、災害復興に関する技術的な支援を受けるため、必要に応じて県職員の派遣を要請する。

3.2 災害復興方針の策定

関係者で構成される「災害復興検討委員会（仮称）」を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、その内容を市民に公表する。

3.3 災害復興計画の策定

災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

□市街地復興計画のための行政上の手続きの実施

- 建築基準法第 84 条建築制限区域の指定
市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第 84 条による建築制限区域の指定を行う。
- 被災市街地復興特別措置法上の手続
市は、被災市街地復興特別措置法第 5 条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限を行う。被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

□災害復興事業の実施

- 専管部署又はプロジェクトチームの設置
市は、災害復興に関する専管部署又はプロジェクトチームを設置する。
- 災害復興事業の実施
市は、災害復興計画に基づき、災害復興事業を実施する。

第2節

民生安定のための措置

大規模な災害により多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、大規模災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、関係防災機関と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。

第2節 民生安定のための措置

第1 罹災証明の発行

第2 被災者の生活確保

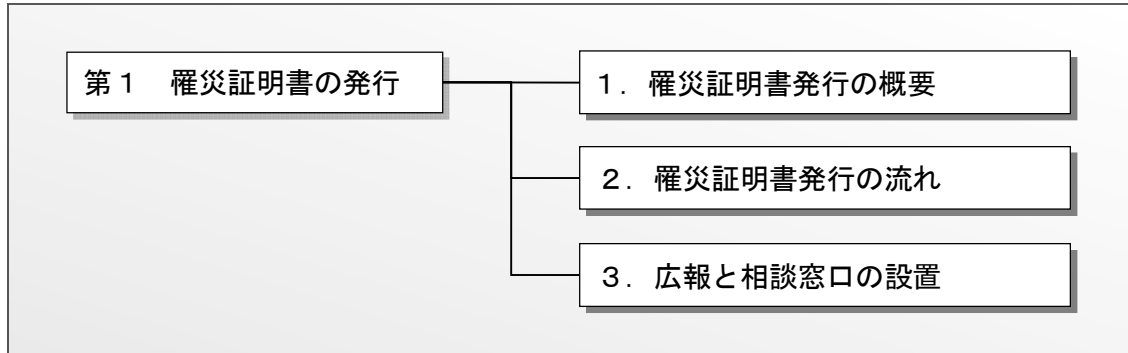
第3 義援金品の配分

第4 中小企業等の支援

第 1

罹災証明書の発行

罹災証明は、災害により被災した家屋について、被災者の応急的、一時的な支援・救済を目的に、家屋の被害状況調査の結果等を基に発行する。



1. 罹災証明書発行の概要 ⇨ 『 市長公室、消防本部 』

罹災証明書発行の概説は次のとおりである。

1.1 罹災証明の対象

罹災証明は、法第 2 条第 1 項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

なお、家屋以外のものが罹災した場合又は罹災の程度が軽微な場合において必要があるときは、市長が行う被害証明書で対応する。

- 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、床上浸水、床下浸水
- 火災による全焼、半焼、水損

1.2 罹災証明を行う者

罹災証明は、市長が行うものとする。

ただし、火災による罹災証明は、消防長が行うものとする。

1.3 罹災証明書の発行

罹災証明書の発行は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき行う。

市長が行う罹災証明の発行事務は「危機管理防災課」が担当し、消防長が行う火災による罹災証明の発行事務は「春日部消防署、庄和消防署」が担当する。

1.4 証明手数料

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

1.5 罹災証明書の様式

罹災証明書の様式は、所定の様式による。

罹災証明書（火災以外）：春日部市罹災証明等交付要綱による

罹災証明書（火災）：春日部市火災による罹災証明取扱規程による

1.6 被害家屋の判定基準（前記1.1①に係わるもの）

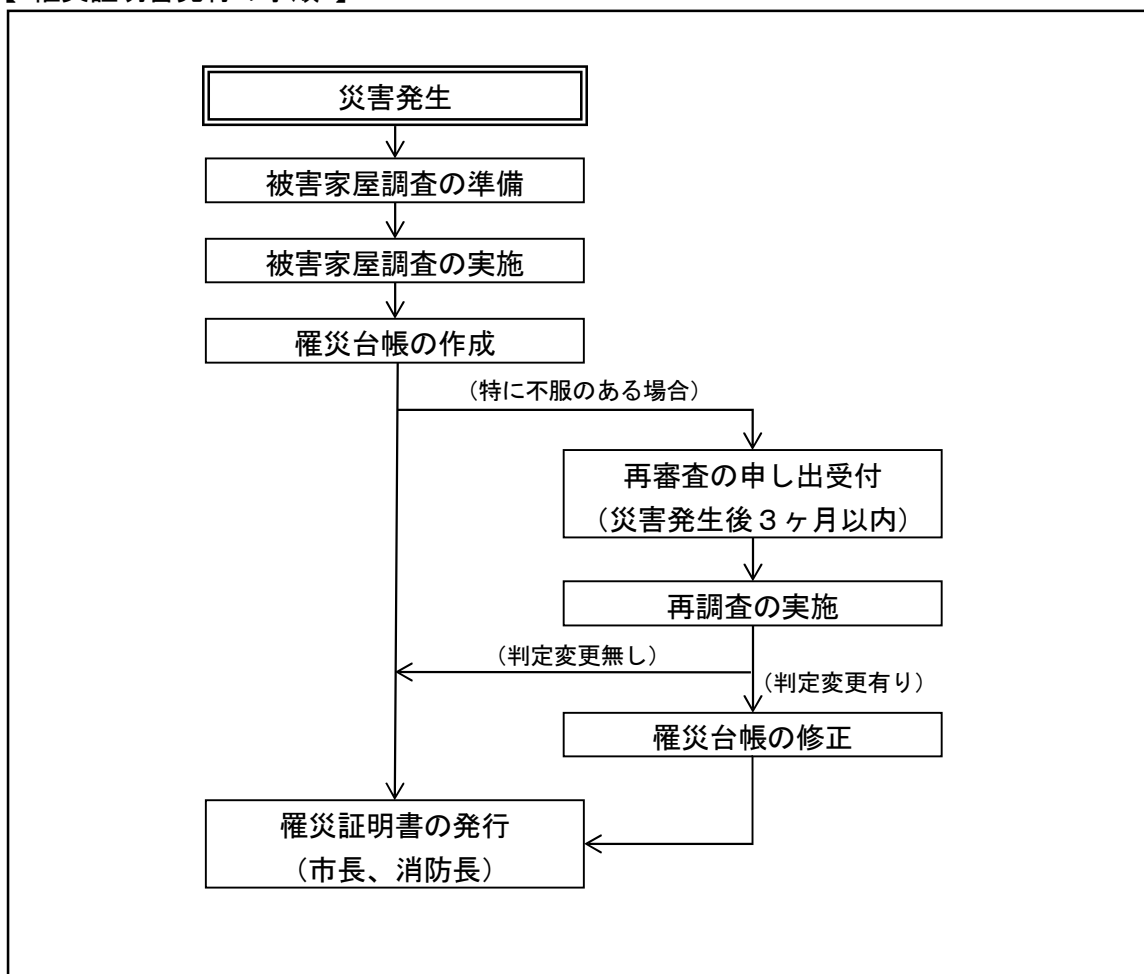
罹災証明書を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、おおむね1ヶ月以内の状況を基に、「被害家屋損害割合判定表」を作成し、これに基づき実施する。

被害の認定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」内閣府（防災担当）による。

2. 罹災証明書発行の流れ ⇨ 『市長公室、財務部』

罹災証明書の発行は、次の手順で実施する。

【 罹災証明書発行の手順 】



2.1 被害家屋調査の事前準備

被害家屋調査は、「危機管理防災課、財務部」が実施するものとし、災害発生後、被害家屋調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。

①～②に関しては「危機管理防災課」、③に関しては県に照会、④～⑤に関しては「財務部」が実施する。

① 事前調査の実施

調査全体計画を判断するため、災害対策本部に収集された情報を基に被害全体状況を把握する。

② 調査概要の検討及び調査全体計画の策定

③ 被害地域の航空写真の撮影可否の確認

④ 調査員の確保

- ・市職員の確保
- ・ボランティア調査員（民間建築士等）の手配
- ・相互応援協定を締結している市町への応援職員派遣要請
- ・調査班編成と調査地区割りの検討

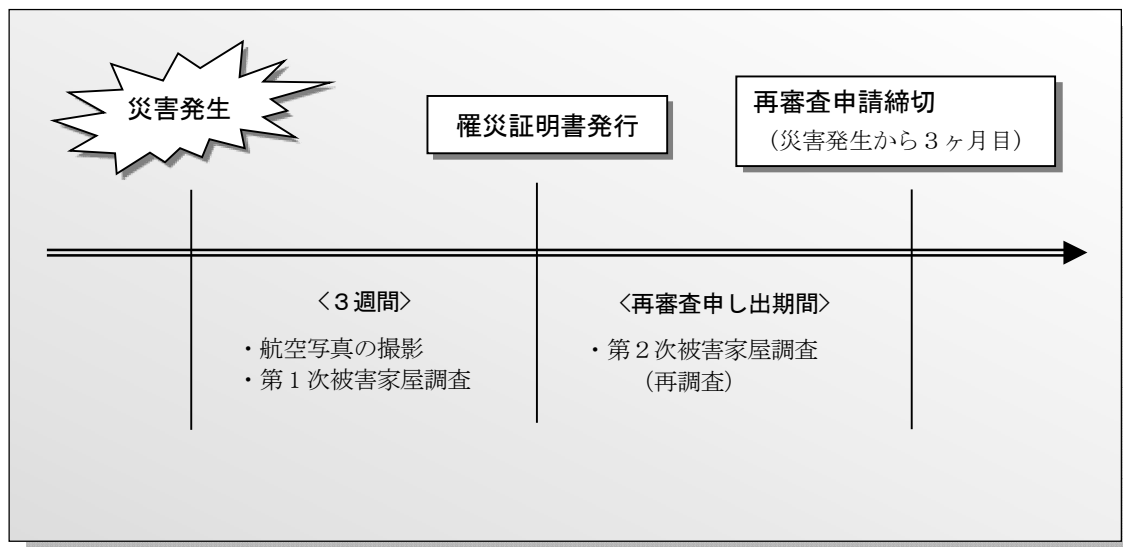
⑤ 調査備品等の準備

- ・調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等）
- ・調査地図の用意（土地家屋現況図又は住宅地図）
- ・調査員運搬車両の確保、手配
- ・他都市応援職員等の宿泊所の確保

2.2 被害家屋調査の実施

被害家屋調査は、次の手順で実施する。

【 調査の手順 】



□調査方法

- 第1次被害家屋調査
被害家屋を対象に外観から目視調査を行う。
- 第2次被害家屋調査
第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、1棟ごとに立入調査を実施する。
- 航空写真の撮影
関係業者に依頼して災害発生後2週間以内に被災地の航空写真(1/4000~1/5000)を撮影する

□調査体制

- 2人1組で調査を実施する。
- 調査員は、市職員及びボランティア調査員(民間建築士等)とする。
- 必要がある場合は、他都市職員の応援派遣の要請をする。

2.3 罹災台帳の作成

被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住民表示、住民基本台帳等のデータを集積した罹災台帳を作成し、罹災証明書発行の基本台帳とする。

2.4 罹災証明書の発行

罹災台帳に基づき、市長は申請のあった被災者に対し罹災証明書を発行する。

2.5 再審査の申し出と調査の実施

被災者は、罹災証明の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生日から3ヶ月以内の期間であれば再審査を申し出ることができる。

申し出のあった家屋に対して迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、罹災証明書を発行する。同時に、罹災台帳を訂正する。

なお、判定の困難なものについては、調査班内に判定委員会(市長が委嘱した専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等の委員で構成)を設置し、判定委員会の意見を踏まえ市長が判定する。

2.6 罹災証明書の発行期間

罹災証明書の発行期間は、災害発生日から3ヶ月以内とする。ただし、災害の規模や被害の状況により期間を延長する。

なお、病気・怪我のため入院・療養していた方や市外に避難していた方等で、罹災証明の申請が困難だった方については、相談に応じるものとする。

3. 広報と相談窓口の設置 ⇨ 『市長公室、総合政策部、財務部』

「総合政策部」は、罹災証明書に関する広報を行い、被災者へ周知徹底を図る。

特に、地震後に実施される被災建築物応急危険度判定と被害家屋調査の違いを正確に被災者へ伝達することが必要となる。

また、罹災証明書に関する相談窓口を市役所に設置し、罹災証明書の発行や再審査の受付、相談を実施する。

第2

被災者の生活確保

災害により被害を受けた市民が速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう被災者に対する生活相談、災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与、住宅の再建等の施策を講ずる。



1. 生活相談 ⇨ 『総務部、福祉部』

被災者の生活再建を支援するため、市役所、避難所等において災害応急対策に引き続き生活相談を受け付ける。

2. 災害弔慰金等の支給 ⇨ 『福祉部』

2.1 災害弔慰金

市は、市民が自然災害により被害を受けたときに「春日部市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

2.2 災害障害見舞金

市は、市民が自然災害により被害を受けたときに「春日部市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた被災者に対し災害障害見舞金を支給する。

3. 災害援護資金の貸付 ⇨ 『福祉部』

市は、災害により住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修の整備に必要な資金を貸付けるほか、被害を受け生業の根底を失った者に対し、災害援護資金や、生活福祉資金の貸付けをもって住居の安定を図るとともに、その自立の助長に寄与する（県の貸付等各種の融資については、「県地域防災計画」を参照）。

3.1 災害援護資金

市は、市民が自然災害により被害を受けたときに「春日部市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により被害を受けた低所得世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸付を行う。

3.2 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者に対して自立の促進を図るため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、市社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金を予算の範囲内において災害援護資金及び住宅資金の貸付を行う。

なお、前項の「春日部市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

4. 被災者生活再建支援制度 ⇨ 『福祉部』

4.1 制度の概要

地震等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

全壊の場合に「基礎支援金」100万円に加え、住宅の再建方法に応じ「加算支援金」として最高200万円、合わせて300万円（複数世帯の場合）が定額・渡し切りで支給される。なお、県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

市は、制度を活用するに当たって、以下の対応を行う。

□市の対応

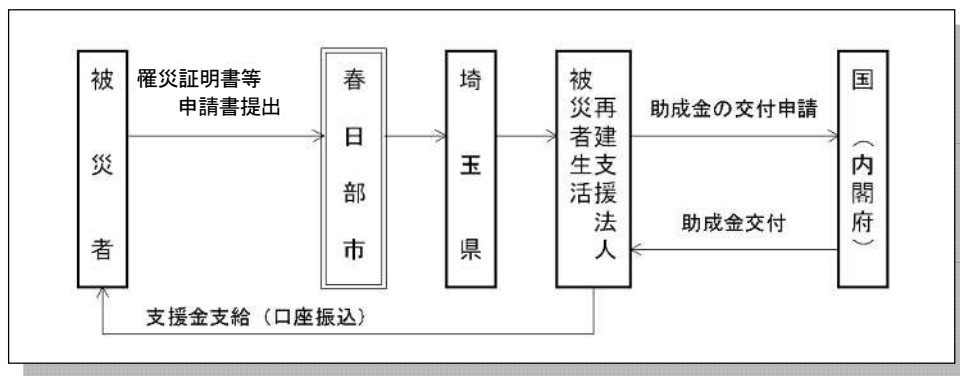
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 住宅の被害認定② 罹災証明書等必要書類の発行③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第一次審査及び県への書類送付 |
|---|

⇨ 『【資料編(1)】第31「被災者生活再建支援制度の概要」』参照

4.2 支援金の支給手続き

「福祉総務班（福祉総務課）」は、被害世帯の支給申請の受付を行い、罹災台帳、罹災証明書を基に、支給申請書の必要書類を取りまとめ、県に送付する。

【 支援金の支給手続 】



4.3 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う。

5. 住宅の再建 ⇨ 『 財務部 』

火災、地震等の災害によって住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定によって災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

5.1 市の措置

(1) 災害復興住宅資金

市は、災害地の滅失家屋の状況を速やかに調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借り入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るように努める。

(2) 災害特別貸付金

災害によって滅失家屋がおおむね10戸以上となった場合は、市長は被災者の希望によって災害の実態を調査した上で、被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構南関東支所に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込み希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

⇨ 『【資料編(1)】第32「災害復興住宅建設資金に基づく融資の概要」』参照

⇨ 『【資料編(1)】第33「災害復興住宅補修資金に基づく融資の概要」』参照

6. 職業の斡旋 ⇨ 『 環境経済部 』

災害により離職を余儀なくされた被災者に対する職業の斡旋について、市は、離職者の状況を把握し、国（春日部公共職業安定所）に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を国（春日部公共職業安定所）に要請する。

6.1 公共職業安定所による職業の斡旋

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害によって離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講じるものとする。

□公共職業安定所の措置

- 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等
- 災害救助法が適用された市長から労務需要があった場合の労働者の斡旋

6.2 雇用保険の失業給付に関する特別措置

(1) 証明書による失業等の認定

被災地域を管轄する職業安定所の長は、災害によって失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書によって失業の認定を行い、求職者給付を行うものとする。

(2) 激甚災害による休業者に対する求職者給付の支給

激甚災害による休業者に対する求職者給付の支給被災地域を管轄する職業安定所の長は、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保健の被保険者（日雇労働被保険者を除く）に対して、失業しているとみなして求職者給付を支給するものとする。

6.3 被災事業主に関する対策

被害により労働保険料の所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金、もしくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

7. 市税等の徴収猶予及び減免等 ⇨ 『関係各部』

被災した納税義務者、又は特別徴収義務者（以下、「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、地方税法、国民年金法等の法令及び条例等の規定に基づき、期限の延長、徴収猶予並びに減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じて実施する。

7.1 市税の徴収猶予及び減免等

(1) 期限の延長（春日部市税条例 第18条の2）

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付もしくは納入することが出来ないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

- ・ 広範囲にわたる災害の場合は、市長が地域、期日等を指定して期限を延長する。
- ・ その他の災害の場合は、被災した納税義務者等による申請により、災害がやんだ日から2ヵ月以内（特別徴収義務者については30日以内）において、期限を延長する。

(2) 徴収猶予(地方税法 第 15 条)

納税義務者等が納税を一時的にできないと認められる場合、納税義務者等の申請により、1年以内の期間、徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められる場合は、申請により更に1年以内の延長を行う。

(3) 減 免

被災した納税義務者等に対し必要があると認める場合、該当する各税目について次により減免を行う。

□市民税(春日部市税条例 第 51 条)

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて減免する。

□固定資産税(春日部市税条例 第 71 条)

り災した固定資産(土地、家屋、償却資産)の被災程度に応じて減免を行う。

7.2 国民健康保険税の徴収猶予及び減免

(1) 徴収猶予(地方税法 第 15 条)

納税義務者が納税を一時的にできないと認められる場合、納税義務者の申請により、1年以内の期間、徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められる場合は、申請により更に1年以内の延長を行う。

(2) 減免(春日部市国民健康保険税条例 第 24 条)

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。

7.3 国民年金保険料の免除(国民年金法 第 90 条)

被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、市が内容審査の上、社会保険事務所に免除申請者を進達する。

7.4 保育料の減額(春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則 第 5 条)

災害により損失を受けた場合には、その損失の程度に応じて減額する。

7.5 介護保険料の徴収猶予及び減免

(1) 徴収猶予(春日部市介護保険条例 第 17 条)

第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受け、納付を一時的にできないと認められる場合、申請により、1年以内の期間、徴収を猶予する。

(2) 減免(春日部市介護保険条例 第 18 条)

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免する。

7.6 後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免

(1) 徴収猶予（埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 第17条）

災害により財産に損害を受けた被保険者又は連帯納付義務者が保険料を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付金額を限度として、6月以内において徴収を猶予する。

(2) 減免（埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 第18条）

被保険者等が、災害により、住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けたとき、必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

8. 生活保護 ⇨ 『福祉部』

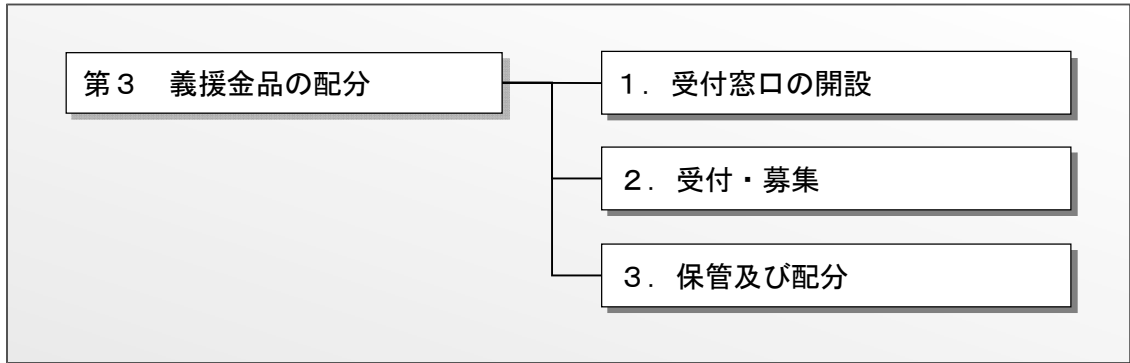
被災に伴う生活困窮者の生活確保のため県及び市は、生活保護法に基づく保護の要件に適合している者に対しては、その実情を調査の上、最低生活を保証する措置を講ずる。

第3

義援金品の配分

市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受け入れ体制を確保する。

また、市と関係機関で構成される配分委員会を組織し十分に協議の上、配分計画を定める。



1. 受付窓口の開設 ⇨ 『 福祉部、会計班 』

市は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

2. 受付・募集 ⇨ 『 総合政策部、福祉部、会計班 』

義援金品の受付・募集は次の要領で実施する。

2.1 義援金品の受付

(1) 義援金品の受付

市民・企業や他の自治体及び、県・日本赤十字社から寄託された義援金品の受付は、「福祉部」「会計班」が行う。

受付方法は、原則として本市が開設した窓口での受領及び銀行振込みとする。

義援品の受付は、保存の効く物であることを基本とする。

(2) 受領書の発行

受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

(3) 委員会への報告

会計班は、義援金品の受付状況について配分委員会に報告する。

2.2 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、「総合政策部」及び「福祉部」が本市の広報紙、市ホームページ、報道関係機関並びに災害関連支援団体等の協力を得て広く広報して募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

3. 保管及び配分 ⇨ 『福祉部、会計班』

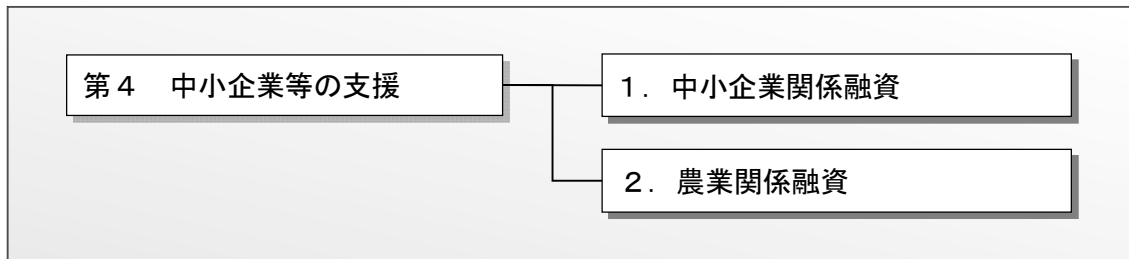
副本部長（副市長、教育長）は送金された義援金品を保管し、配分委員会の配分計画に基づき配分する。

- (1) 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。また、義援品については市民体育館に一時保管し、一般救援物資と同様に配分する。
- (2) 配分委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。
- (3) 「福祉部」及び「会計班」は、配分委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。また、義援品については、赤十字奉仕団や自治会長等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
- (4) 寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。
- (5) 被災者に対し、市の広報紙、市ホームページ、自治会及び報道機関等の協力により義援金品の配分について広報する。
- (6) 義援金の収納額及び用途について、寄託者並びに報道機関等へ周知広報する。
- (7) 「福祉部」及び「会計班」は、被災者への配分状況について、配分委員会に報告する。
- (8) 県又は日本赤十字社から県配分委員会を通じて送金された義援金は、県配分委員会が決定した配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。また、支給状況について県配分委員会に報告する。

第4

中小企業等の支援

被災した中小企業者や農業者等の復旧に資するため、市及び県は、協力金融機関等に特別の配慮を要請し、中小企業者や農業者に対する融資を実施し、事業の安定を図る。



1. 中小企業関係融資 ⇨ 『環境経済部』

市は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、一般金融機関及び政府系金融機関に特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう促進する。

1.1 資金需要の把握連絡通報

市は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

1.2 資金貸付の簡易迅速化・条件の緩和等の措置

市は、被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

1.3 中小企業に対する金融制度の周知

市や中小企業関係団体は、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業に周知を図る。

□中小企業関係融資

- 被災中小企業に対する復興資金の貸付
 - 埼玉県信用保証協会による罹災補償の別枠の設定
 - 日本政策金融公庫の復旧資金融資
 - 商工組合中央金庫の復旧資金融資
- 等

2. 農業関係融資 ⇨ 『環境経済部』

災害によって被害を受けた農業者又は団体に対して復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例によって融資する。

また、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

□農業関係融資

- 天災融資法第2条第1項の規定に基づく融資
- 日本政策金融公庫法に基づく日本政策金融公庫による融資
- 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく融資

2.1 天災融資法第2条第1項の規定に基づく資金融資

⇨ 『【資料編(1)】第34「天災融資法に基づく融資の概要」』参照

2.2 日本政策金融公庫法に基づく日本政策金融公庫による資金融資

⇨ 『【資料編(1)】第35「日本政策金融公庫災害復旧関係資金の概要」』参照

2.3 埼玉県農業災害対策特別措置条例第2条第2項に基づく資金融資

⇨ 『【資料編(1)】第36「埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要」』参照

2.4 農業災害補償

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済事業について、災害時に農業共済団体に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図り、仮払いによって早期に共済会の支払いができるように措置する。

⇨ 『【資料編(1)】第37「農業災害補償の概要」』参照

第3節

激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。

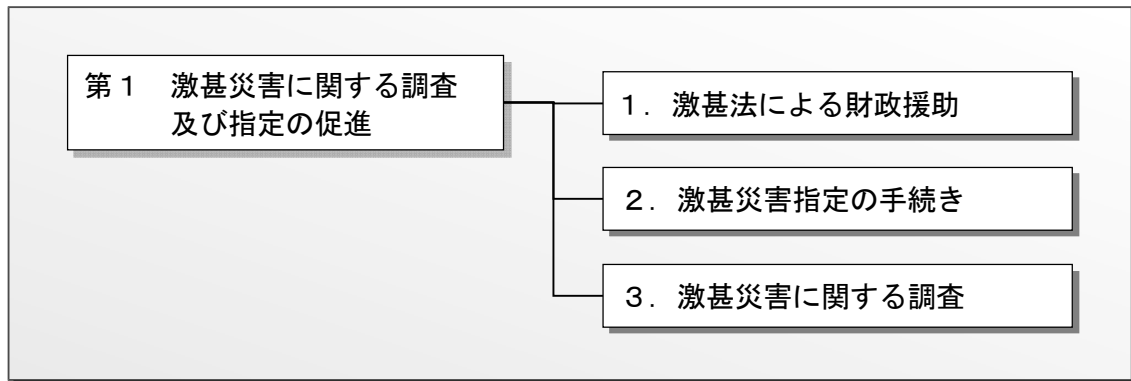
第3節 激甚災害の指定

第1 激甚災害に関する調査及び指定の促進

第2 特別財政援助額の交付手続等

第 1

激甚災害に関する調査及び指定の促進



1. 激甚法による財政援助 ⇨ 『各部共通』

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化、及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」が制定されている。

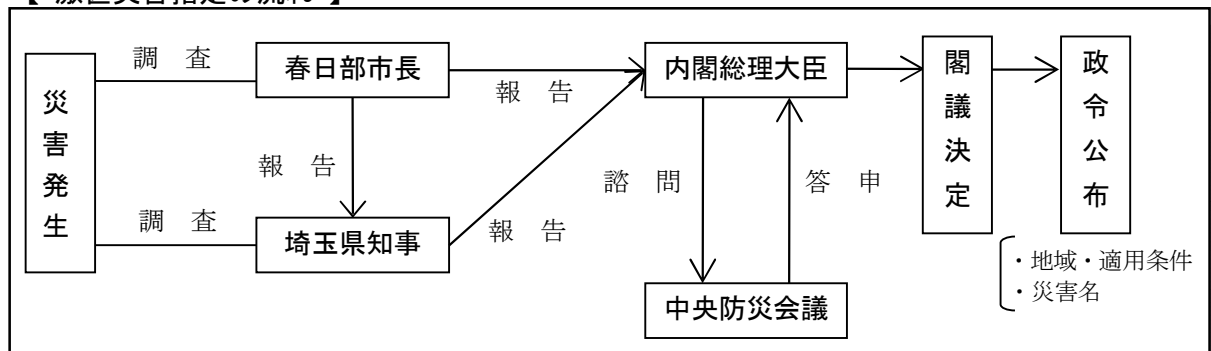
この法律は災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の助成措置を内容としている。

2. 激甚災害指定の手続き ⇨ 『各部共通』

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（激甚災害）の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和 37 年（1962 年）12 月 7 日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年（1968 年）11 月 22 日・中央防災会議決定）の 2 つがあり、この基準により指定を受ける。

【 激甚災害指定の流れ 】



3. 激甚災害に関する調査 ⇨ 『各部共通』

市長は、埼玉県が実施する激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力するものとする。

第 2

特別財政援助額の交付手続等

本部長（市長）は激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県知事に提出しなければならない。

激甚法に定められた事業は、埼玉県の関係部により、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きその他が実施される。

激甚法により財政援助等を受ける事業は、以下のとおりである。

【 財政援助措置の対象 】

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木施設災害復旧事業 ○ 公共土木施設復旧事業関連事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ 老人福祉施設災害復旧事業 ○ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ○ 障害者支援施設等災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ○ 感染症予防事業 ○ 堆積土砂排除事業 ○ たん水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置 ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 ○ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○ 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例 ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○ 日本私学振興財団の業務の特例 ○ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例 ○ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 ○ 水防資材費の補助の特例 ○ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ○ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 ○ 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

